

5. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

【法第8条第2項第3号】

(1) 景観重要建造物の指定の方針

良好な景観の形成のために重要となる建造物を保全する制度であり、地域の歴史を感じさせる建築物や地域のシンボルとして市民に親しまれてきた建造物などについて、所有者の合意を得て法で規定する「景観重要建造物」に指定し、地域の景観まちづくりへの活用を推進します。

景観重要建造物の指定は、貴重な資産を後世に継承するための取り組みとも言えます。それは、個々の建造物にとどまらず、共有財産としての“まち”に対する誇りと愛着の育成に繋がります。

指定された建造物は、市長の許可を受けなければ増改築、外観の修繕、模様替などを行うことができません。ただし、政令で定める通常管理行為などは適用除外となります。

また、景観重要建造物に指定された場合、所有者及び管理者の管理義務は伴うものの、維持管理に係る行政からの支援を受けることが可能となります。

本市特有の景観を守り、育むことで地域の魅力創出を図るため、道路、公園などの公共の場所から誰もが容易に眺めることができるもので、次に示すいずれかに該当し、景観まちづくりを推進する上で重要と認められる建造物を対象とします。

市は、所有者などとの協議を行い、景観重要建造物の指定を目指します。

ただし、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定された建造物については適用除外となります。

- 歴史的な建造物
- 地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物
- 歴史的な様式や技法を有する建造物
- 地域における生活や生業から形成された地域特有の建造物
- 景観形成に優れた特徴のある建造物

※掲載写真はイメージです。



飯坂温泉の歴史的建物と周辺の街並み
(景観100選 No.66)



大正浪漫あふれる「花の写真館」
(景観100選 No.67)



微温湯温泉の建物
(景観100選 No.71)



飯野町の土蔵と街並み
(景観100選 No.73)

(2) 景観重要樹木の指定の方針

良好な景観の形成のために重要となる樹木を保全する制度であり、地域の歴史を感じさせる樹木や地域のシンボルとして市民に親しまれてきた樹木などについて、所有者の合意を得て法で規定する「景観重要樹木」に指定し、地域の景観まちづくりへの活用を推進します。

景観重要樹木の指定は、貴重な資産を後世に継承するための取り組みとも言えます。それは、個々の樹木にとどまらず、共有財産としての“まち”に対する誇りと愛着の育成に繋がります。

指定された樹木は、市長の許可を受けなければ伐採や移植を行うことができません。ただし、政令で定める通常管理行為などは適用除外となります。

また、景観重要樹木に指定された場合、所有者及び管理者の管理義務は伴うものの、維持管理に係る行政からの支援を受けることが可能となります。

本市特有の景観を守り、育むことで地域の魅力創出を図るため、道路、公園などの公共の場所から誰もが容易に眺めることができるもので、次に示すいずれかに該当し、景観まちづくりを推進する上で重要と認められる樹木を対象とします。

市は、所有者などとの協議を行い、景観重要樹木の指定を目指します。

ただし、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定された樹木については適用除外となります。

- 歴史的・文化的意義のある樹木
- 特徴的な樹形の樹木
- 地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木

※掲載写真はイメージです。



安楽寺の大王松
(景観100選 No.35)



大蔵寺周辺のしだれ桜
(景観100選 No.39)



水辺に咲く松川町の芳水の桜
(景観100選 No.40)



渡利春日神社参道と周辺の自然
(景観100選 No.107)